

「第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」の延長（案）について

令和6年（2024年）2月22日  
教育改革推進課

I プログラムの目標達成状況（令和5年12月末時点）

令和5年12月末時点におけるプログラムに掲げる各目標の達成状況は以下のとおりであり、取組の成果は着実に表れている。

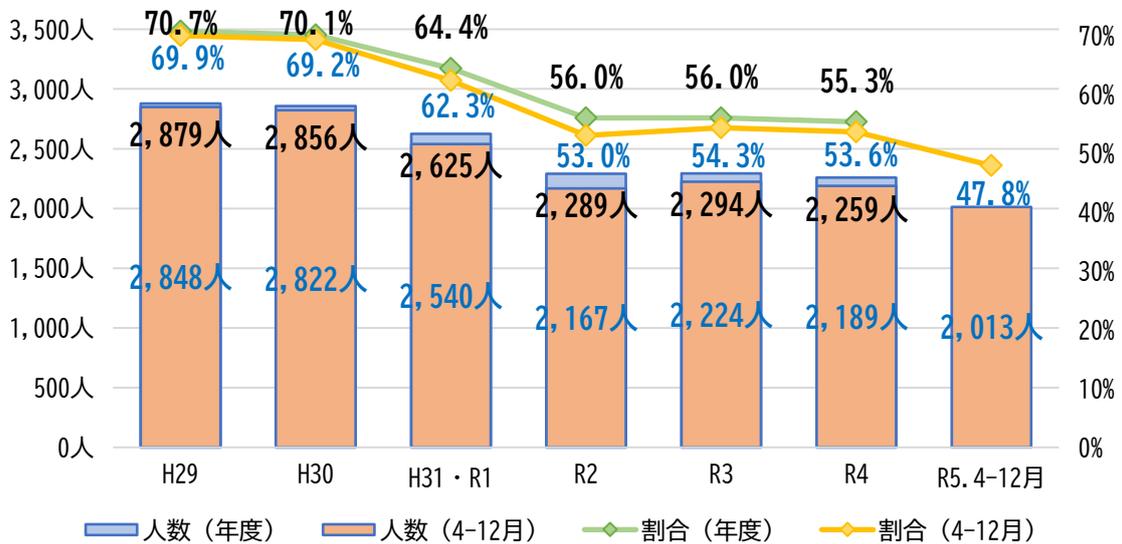
**時間外勤務の削減** ⇒ 目標未達成

・目標1（月45時間）・2（年360時間）については、令和2年度以降ほぼ横ばいの状況であったが、令和5年度は減少傾向にある。特に、当面の目標（月80時間）については、取組の効果が表れている。

**年休の取得** ⇒ 目標達成

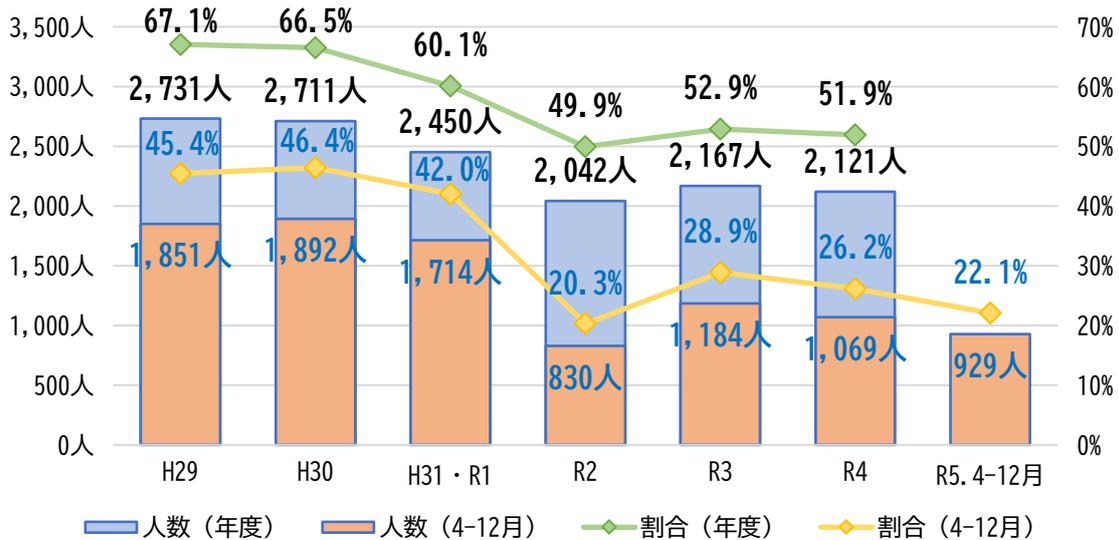
・目標3（年16日以上）においては、平成29年以降取得日数は減少傾向にあったが、令和3年からは増加に転じ、令和4年はさらに大幅に増加。令和5年においては、17.2日となり目標を達成した。

≪目標1≫ 正規の勤務時間外の在校等時間が1か月45時間を超える教職員数0人



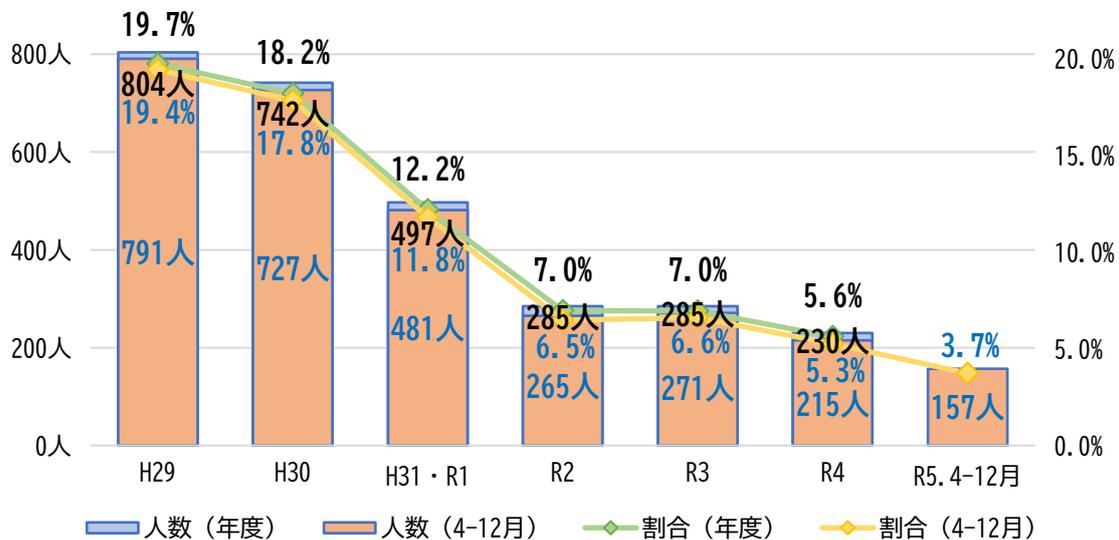
- ・平成29年12月末時点と比較すると、人数にして約840人、割合にして約22ポイント減少。
- ・令和4年12月末時点と比較すると、人数にして約180人、割合にして約6ポイント減少。

《目標2》 正規の勤務時間外の在校等時間が1年間360時間を超える教職員数0人



- ・平成29年12月末時点と比較すると、人数にして約920人、割合にして約23ポイント減少。
- ・令和4年12月末時点と比較すると、人数にして140人、割合にして約4ポイント減少。

《当面の目標》 正規の勤務時間外の在校等時間が1か月80時間を超える教職員数0人



- ・平成29年12月末時点と比較すると、人数にして約630人、割合にして16ポイント減少。
- ・令和4年12月末時点と比較すると、人数にして約60人、割合にして約2ポイント減少。
- ・「予備時数0の取組」「校務支援システムの導入」「給食費の公会計化及び学校徴収金のシステム管理」など、これまでの取組の成果が表れたものと考えられる。
- ・また、学校経営重点計画及び人事評価（業績評価）の目標に働き方改革についての項目を取り入れたことで、「日課の工夫」、「教職員の意識改革」、「行事や会議等の精選」等、各学校における取組が大きく進展したものと考えられる。

【参考1】 時間外在校等時間が1か月80時間を超えた教職員数（職種別・年代別）

職種別	小学校	中学校	高校 専門学校	幼稚園	支援学校	総計
校長・園長	2	2	0	0	0	4
教頭	23	16	3	0	0	42
主幹教諭	2	3	0	0	0	5
教諭	11	76	5	0	0	92
講師	0	9	2	0	0	11
事務職員（臨時）	0	1	0	0	0	1
養護教諭	0	1	0	0	0	1
養護助教諭	0	1	0	0	0	1
総計	38	109	10	0	0	157

年代別	小学校	中学校	高校 専門学校	幼稚園	支援学校	総計
20代以下	3	29	2	0	0	34
30代	4	25	1	0	0	30
40代	3	19	4	0	0	26
50代	27	32	3	0	0	62
60代以上	1	4	0	0	0	5
総計	38	109	10	0	0	157

【参考2】 時間外在校等時間の一人一月あたりの平均時間

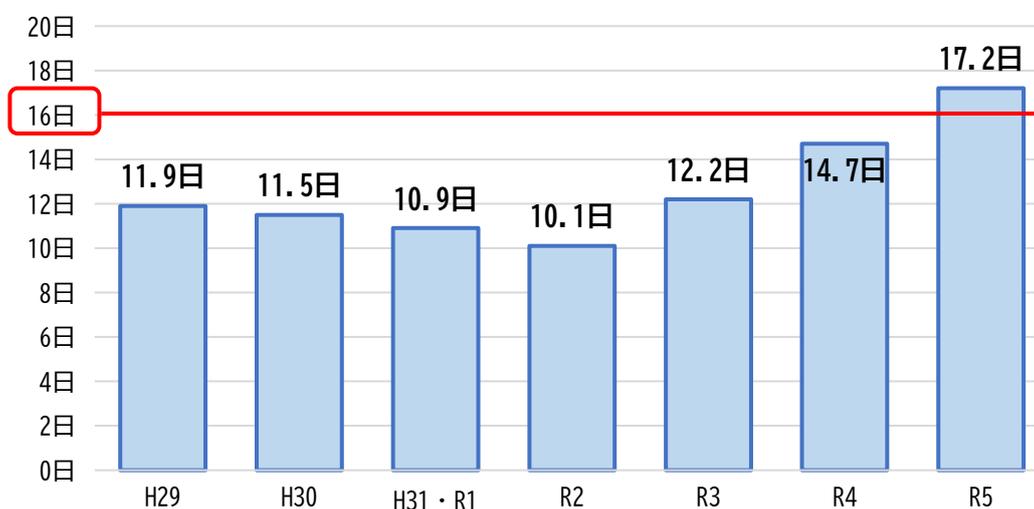
	H29 基準	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5.4-12月
在校時間	39:53	39:06	35:20	30:43	31:58	31:45	30:01
対29年度増減		-0:47	-4:33	-9:10	-7:55	-8:08	-9:52
		-2.0%	-11.4%	-23.0%	-19.8%	-20.4%	-24.7%
参考) 4月-12月実績	40:53	40:05	37:42	30:09	32:30	32:13	30:01
対29年度増減		-0:48	-3:11	-10:44	-8:23	-8:40	-10:52
		-2.0%	-7.8%	-26.3%	-20.5%	-21.2%	-26.6%

【参考3】 時間外在校等時間の一人一月あたりの平均時間（職種別・年代別）

職種別	小学校	中学校	高校 専門学校	幼稚園	支援学校	総計
校長・園長	32:03	29:46	28:11	24:23	23:05	30:51
教頭	53:28	53:35	73:27	—	49:16	54:08
事務職員	17:57	19:03	—	—	15:10	18:20
養護(助)教諭	22:58	28:31	9:03	—	22:02	24:33
栄養教諭等	21:13	31:54	—	—	46:42	25:18
教諭等	28:22	33:40	21:05	18:38	23:15	29:49
総計	28:41	33:27	22:57	19:16	23:49	30:01

年代別	小学校	中学校	高校 専門学校	幼稚園	支援学校	総計
20代以下	31:56	38:36	19:02	27:48	22:52	33:42
30代	24:45	34:17	16:27	19:43	16:45	27:55
40代	28:28	32:11	29:42	22:45	25:23	29:43
50代	31:14	34:10	24:11	23:42	26:25	31:47
60代以上	22:49	25:34	22:38	5:01	26:14	23:22
総計	28:41	33:27	22:57	19:16	23:49	30:01

≪目標3≫ 教職員1人あたりの年休の年間平均取得日数16日以上



- ・平成29年から減少傾向にあったが、令和3年から増加に転じ、令和5年は平成29年と比較すると5.3日増加。
- ・令和4年と比較すると、2.5日増加。
- ・対前年比増加となった要因として、学校閉庁日の前後には研修を実施しない、年休の付与期間変更（1-12月⇒9-8月）など、休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んだことに加え、「学校閉庁日の増加」「管理職による積極的な年休取得の呼びかけ」「年休取得に対する意識の変化」などの効果が表れたものと考えられる。

## II 令和3年度から令和5年度の3年間で行った主な取組

- ・年間授業時数における予備時数の削減（予備時数ゼロ）
- ・事務局からの文書発出ルール策定、文書様式統一
- ・アンケートの発出時期全体調整、内容精査
- ・押印廃止
- ・通知表の簡略化（作成回数を、年3回から年2回に削減）
- ・年次有給休暇の付与期間の変更、夏期休業中の研修等の見直し
- ・教科書給与事務の外部委託
- ・タブレット端末を活用したチラシの電子化
- ・会計年度任用職員出勤簿の提出方法の電子化
- ・学校経営重点計画及び人事評価（業績評価）の目標に働き方改革についての項目追加

## III 第2期プログラムの延長について

### 1 概要

第2期プログラムの実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間であるが、

- ・取組の成果は着実に表れているものの、全ての項目においての目標達成には至っておらず、今後も継続した取組が必要な状況であること。
- ・現在検討を進めている「部活動改革」において、国は令和5年度から令和7年度までの3か年を改革推進期間と位置付け、取組を行っていること。

以上から、プログラムの内容を一部見直したうえで期間を令和7年度まで2年間延長し、改めて目標達成を目指し取組を進めていく。

### 2 主な見直し内容

#### (1) プログラムの期間

令和3～5年度（3年間）から令和3～7年度（5年間）へ延長

#### (2) プログラムの達成目標

次期教育振興基本計画の策定に伴い、働き方改革の効果に関する目標を新たに追加

【目標4】心のゆとりや自分の時間が増えた等と感じた教職員の割合60%以上  
<参考：R3:56.0% R4:54.2%>

#### (3) 取組項目及び具体的取組

##### ① 部活動の見直し〔取組項目1の具体的取組(1)〕

- ・熊本市部活動改革検討委員会の答申を踏まえた、新たな学校部活動の在り方の検討を追加

〈 熊本市部活動改革検討委員会答申（一部抜粋）〉

#### 改革の基本方針

学校部活動には教育的意義があることや地域の受け皿の確保が見通せない状況であること等を踏まえ、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、本市の学校部活動は今後も継続させる。

学校部活動の持続可能な運営体制の構築を図るため、以下の4つの基本方針のもと実現に向けた具体的施策を示す。

#### 【基本方針】

- I こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る
- II 学校部活動の教育的意義や役割を保持する
- III 指導者の確保を含む運営体制の充実を図る
- IV 持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払う

#### ② 教育課程等の総合的な見直し〔取組項目1の具体的取組(2)〕

- ・年間授業時数や授業時間・日課・学校行事等の見直しについて、授業時数や日課、学校行事は、相互に深く関わり合うことから、それぞれ単独で工夫していくことはもとより、課業日外に行っていた地域行事等の参加の在り方や休憩時間の確保等も含め、総合的な見直しを検討

#### ③ DXの推進〔取組項目2〕

- ・「ICTの活用」を「DXの推進」として再設定

〈 主な具体的取組 〉

#### ア 成績処理・進路事務等の効率化〔具体的取組(4)〕

- ・市立高校の入試手続におけるWEB出願・ペーパーレス化の徹底等

#### イ 欠席連絡等、学校・保護者間連絡システム整備〔具体的取組(5)〕※新設

- ・これまで児童生徒を通じて保護者へ配布していた学級通信・学年通信を保護者のスマートフォン等に配信できるアプリケーションを全校導入する。
- ・欠席遅刻の連絡、プールカード、アンケートへの回答、懇談会日程の申込などについて、保護者側からもアプリケーション上で連絡できるようにする。

#### ウ 既存システムの改善〔具体的取組(6)〕※新設

- ・更なる業務効率化を図るため、情報システム関連業務における課題点や改善策について意見交換等を行う情報システム分科会を設置する。

#### ④ 教頭業務の整理と改善〔取組項目4の具体的取組(1)〕

- ・教頭業務について、全職員で分担できる業務や負担軽減が可能な業務を整理し、そのことを全職員に周知するなど教頭の実質的負担や負担感を減らす工夫を行う。
- ・「文書收受及び調査回答」については、教育委員会事務局と学校とで連携をしながら改善を進める。

#### (4) 教職員の働き方改革の着実な推進に向けて

教職員の働き方改革を着実に推進するために、全教職員に対して本プログラムの周知を図ることや、プロジェクト会議下に職種・校種・課題ごとの分科会を設置し協議を行うこと等を追記

# 第1編 プログラムの策定にあたって

## (1) 策定の目的

平成28年（2016年）8月に文部科学省が実施した教員勤務実態調査によって教職員の長時間勤務の実態が明らかになりました。本市においても同様に、教職員は長時間勤務をしている状況にありました。

国の動向を受けて、本市では平成29年（2017年）10月に学校現場の代表と教育委員会事務局職員で構成する「学校改革！教員の時間創造プロジェクト」を立ち上げ、平成30年（2018年）3月には「学校改革！教員の時間創造プログラム」を策定し、プログラムに沿って教職員の長時間勤務の改善に取り組んできました。

前プログラムの対象期間である平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの間に、教職員の勤務時間外の在校等時間は、縮減の動きが見られました。しかし、プログラムに掲げた目標の達成には至らず、教職員の心身の健康が損なわれる状況が続いています。これまでは、タイムカードや校務支援システムの導入など全体的な取組が中心でしたが、プログラムに取り組む中で部活動が長時間勤務の大きな要因の一つとなっていること、職種の中では教頭が突出して長時間勤務であることなど、個別の課題が浮き彫りになってきました。

また、~~令和元年（2019年）12月に「公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法（給特法）」の改正による在校等時間の上限設定、コロナ禍による臨時休校や感染防止に配慮した学校運営など、教職員を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、その対応を迫られている状況です。~~平成31年（2019年）1月、文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されるとともに、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化として、授業以外に行われている業務①～⑭を次のように分類されました。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 （事務職員等）	⑨給食時の対応 （学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 （輪番、地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 （輪番、地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動（部活動指導員等）	⑫学校行事の準備・運営 （事務職員等との連携、一部外部委託等）
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導 （事務職員や外部人材との連携・協力等）
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

更に、令和5年（2023年）8月には、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」が取りまとめられ、上記3分類を徹底するための具体的な取組事例が明記されました。

そのような中で、改めて本市においても、教職員が心身の健康を保ちながら、ゆとりを持って本来の業務に携わる時間や自己研鑽の時間を持てるよう、今後は新たな取組も進めていく必要があります。このため本プログラムを通して、新しい時代に対応した持続可能な学校運営の推進に寄与していきます。

## (2) プログラムの期間

本プログラムの対象とする期間は、令和3年度（2021年度）から令和57年度（20235年度）までの35年間とします。

## 第2編 プログラムの達成目標

更に、次期教育振興基本計画の策定に伴い、働き方改革の効果に関する目標を、令和6年度（2024年度）より新たに追加します。

### 目標4

【目標年次：R7（2025）年度末】

心のゆとりや自分の時間が増えた等

と感じた教職員の割合

**60%以上**

<参考：R3:56.0% R4:54.2%>

※心のゆとりや自分の時間が増えた等と感じた教職員の割合＝働き方改革の効果として、心のゆとりができた、自分の時間が増えた、家庭との時間が増えた、体が健康になった、教職員としてのスキルがあがったと感じた教職員の割合

# 第4編 4つの柱と具体的取組

## <プログラム体系図>



## 取組項目 I

# 持続可能な学校運営に向けた教育活動への転換

## (I) 部活動の見直し

継続

教育改革推進課・指導課

### <取組内容>

~~今後は、~~教員の負担を抜本的に改善する策として、部活動の指導や運営地域人材の登用や指導者の研修・育成等を行う団体組織を新しく創る方向で検討を行います。令和4年度に設置した「部活動改革検討委員会」の答申を踏まえ、新たな部活動へ向けてのあり方検討を行いながら、体制が整うまでの間は、小学校においては、勤務時間内に部活動が終了するような日課や指導体制の工夫を各学校に紹介していきます。中学校においては、引き続き部活動指導員の拡充や部活動数の適正化を進めながら負担軽減を図っていきます。また、部活動指導員や外部指導者の拡充を進めるとともに、基準を作成し、適切な部活動数にしていきます。

### 部活動改革検討委員会 答申（一部抜粋）

#### 改革の基本方針

学校部活動には教育的意義があることや地域の受け皿の確保が見通せない状況であること等を踏まえ、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、本市の学校部活動は今後も継続させる。

学校部活動の持続可能な運営体制の構築を図るため、以下の4つの基本方針のもと実現に向けた具体的施策を示す。

#### 【基本方針】

- I こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る
- II 学校部活動の教育的意義や役割を保持する
- III 指導者の確保を含む運営体制の充実を図る
- IV 持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払う

### 〔成果指標〕

部活動の指導や運営を行う新しい団体の創設

新たな部活動の運営を行う組織（人材バンク）の設置

R 2 (2020)年度 【基準値】	⇒	R 5 (2023)年度 【実績値】	⇒	R 7 (2025)年度 【目標値】
—		—		新たな組織の設置

部活動数 部活動指導員の数（外部人材）

R 2 (2020)年度 【基準値】	⇒	R 5 (2023)年度 【実績値】	⇒	R 7 (2025)年度 【目標値】
—		8人		84人

※目標値については、部活動改革についての市の方針を踏まえて再設定する。

## (2) 教育課程(年間授業時数、日課、学校行事)等の総合的な見直し

継続	指導課・教育改革推進課
----	-------------

<現状と課題>

年間の授業時数については、学校教育法施行規則に定められている標準授業時数に従って、各学校が定めることとなります。しかし、標準授業時数を大きく上回った授業を実施することは、児童・生徒だけでなく教師の負担増加に直結するものであり、教員の働き方の観点からすると、そのような教育課程の編成・実施は好ましくはありません。そこで、本市では令和元年(2019年)に、各学校が不測の事態に備えて年度当初に設定している予備時数(余剰時数)を20時間程度まで削減する取組を行い、教員の負担減少を図ってきました。しかし、未だに教員の時間外勤務の実態は改善が必要な状況であり、さらなる負担削減策が必要です。

日課の見直しについては、午前中5時間授業の日課や、ノ一部活動~~デー~~Dayと清掃時間カットを合わせた日課など、各学校において放課後のゆとりを確保する様々な取組が見られました。しかしながら、教職員の長時間勤務の実態改善に向けては、正規の勤務時間内の業務や休憩時間の確保について、**も**更に見直しの必要があります。

学校毎に実施のばらつきがあった学校行事については、令和元年度(2019年度)に教育委員会で検討し、学校への周知を行い、その結果、各学校で**行事**の見直しが進んできました。行事については、毎年、行事の目的や方法を検討しカリキュラムを編成していくことが大切です。本来、校外でのスケッチ大会や社会科の見学旅行などは、教科等の学習に相当する内容の一部ですが、依然として学校行事として行われている状況も見られます。従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めていく必要があります。

令和2年度(2020年度)はコロナウイルスによる休校で、学校行事も精選と縮小をせざるを得ない状況になりました。そこでの取組やアイデアもうまく取り入れながら、行事の簡略化や準備期間の縮減等につなげていくことが必要です。

また、**授業時数や日課、学校行事は、相互に深く関わり合うものです。それぞれ単独で工夫していくことも必要ですが、課業日外に行っていた地域行事等も含め、教育課程等を総合的に見直すことが効果的であると考えます。**

#### <取組内容>

- 1 予備時数ゼロを基本とした教育課程の編成や予備時数以外の工夫について他都市の事例や効果的な工夫を示していきます。
  - ・ICTの活用により、オンライン授業が可能になったことを活かし、~~現在令和元年~~に20時間を目安として設定していた予備時数を、令和~~5~~7年度(202~~3~~5年度)にはゼロ~~七~~に近づくよう目指します。
  - ・朝自習を利用した学習活動(15分×3回=45分)の取り扱いや、休業日等に、教師の立ち合いや引率を伴わなくてもよい学習活動など予備時数以外のところでも授業時数を削減できるような工夫を示していきます。
  - ・総合的な学習の時間における学校外での学習活動や、家庭訪問の実施を長期休業日に実施する等、授業時数を確保する工夫を示していきます。
  - ・他団体においては、研究開発校制度の利用により、標準授業時数を下回った教育課程を編成・実施している例もあります。~~本市においても予備時数の削減だけでなく、このような別方法による授業時数の削減策についても検討~~周知します。
- 2 日課見直しの具体的な取組事例を、~~小学校と中学校に分けて~~紹介します。
  - ・曜日によって朝自習や掃除の時間をなくす、連絡方法を工夫するなどして、放課後の時間にゆとりをもたせたり休憩時間を確保したりできるような好事例を示します。
- 3 令和2年度(2020年度)はコロナウイルス感染拡大防止のため休校期間が長期化し、各学校では授業時数確保のため行事等の見直しが行われました。~~令和3年度(2021年度)以降の行事の見直しにつながるよう、~~令和4年度(2022年度)以降、学校行事や地域活動等が再開されてきていますが、今後も各学校から情報収集を行い、好事例を示していきま~~す~~とともに、保護者や地域へも「教職員の働き方改革」について周知を図ります。

### (3) 休暇取得の推進

継続

教職員課

#### <取組内容>

教職員の年休取得状況を踏まえ、~~現在~~1月から12月とされていた年休取得の期間~~についてを、他団体の事例を参考にしながら、見直しを検討します。~~9月から8月に変更しました。また、8月の年休の取得をやすくするため、長期休業中の研修の実施期日や回数を見直しを行いました。

今後は、計画年休の実施や閉庁日の設定の工夫など、休暇取得の推進に向けた各学校(園)の取組事例を紹介していきます。~~効果検証を行い、目標達成に努めてまいります。~~

## 取組項目 2

# 新しい時代の働き方を創造する DX の推進

## (1) 一人一台端末の活用

### ウ 教育相談等での活用

継続

指導課・総合支援課

#### <現状と課題>

年度当初の家庭訪問は、教育活動に役立つ情報収集の機会となる一方、多くの時間を要し、教員の大きな負担にもなっていたため、各学校では実施期間や方法について着目し、多くの学校が改善を図りました。今後も定期的な家庭訪問、なかなか会うことができない児童生徒等の家庭訪問、学級懇談会、保護者の希望による教育相談等において、対面を前提としながらも状況に応じて ICT を効果的に活用するなど、様々な方法を選択肢として検討していく必要があります。

~~年度当初に実施する家庭訪問は、児童生徒の家庭環境を知ることができ、その後の教育活動に役立つ情報収集の機会となっています。しかし、多くの授業時数が削られることや、各家庭を回るのに多くの時間を要することが、教員に大きな負担になるといった一面もあります。また、長期欠席の児童生徒も増加傾向にあり、その子どもたちへの家庭訪問や教育相談に要する時間も増えている現状があります。~~

#### [成果指標]

~~家庭訪問や教育相談の実施方法を教員の負担軽減の視点から工夫した学校数~~  
教育相談等の実施方法に ICT の活用を選択肢に加えている学校数

R 2 (2020)年度 【基準値】	⇒	R 5 (2023)年度 【実績値】	⇒	R 7 (2025)年度 【目標値】
—		—		135校

## (4) 成績処理・進路事務等の効率化

拡充

指導課・教育改革推進課

### <現場の声>

高校受検における進路事務の負担が大きい。他自治体では生徒（保護者）が自分で願書を取りに行き、出願しているところもある。今後、入試事務にかかる時間と負担について削減する必要がある。（中学校教員）

丸付けをはじめ、成績処理にかかる時間や負担感が大きい。特に、担当する学級が多い教員は、定期テスト一回につき3日間程採点にかかっている。また、転記ミスの心配など精神的な負担も大きい。

### <取組内容>

市立高校の入試手続については、WEB出願・ペーパーレス化を徹底します。その上で、引き続き、県教委や私立学校にWEB出願・ペーパーレス化への働きかけや情報提供を行っていきます。

定期テストの答案用紙を電子化し、パソコンの画面上で採点し自動計算する「AI採点システム」の導入を検討します。

### <現場からのアイデア>

~~受検システムを大幅に簡略化する。~~願書は各家庭からインターネットで出願させるようにし、学校からは調査書・成績一覧表のみ学校から電子提出するなど、出願システムを簡略化して教員の負担を軽減させる。（中学校教員）

### [成果指標]

私立・県立高校でWEB出願を実施している学校数

R 2 (2020)年度 【基準値】	⇒	R 5 (2023)年度 【実績値】	⇒	R 7 (2025)年度 【目標値】
1校		10校		714校 (私立高校の約2/3)

## (5) 欠席連絡等、学校・保護者間連絡システム整備

新規

教育政策課

### <現状と課題>

学級通信や学年通信をはじめ、行事等のお知らせなど学校から保護者への配布物は毎日のように発出され、その準備作業には多くの時間と労力を要します。また、アンケート等保護者からの回答を求めるようなものについては、紙媒体で実施すると準備と併せてさらに回収や集計にも多くの時間と労力を費やすことになります。そこで、タブレット等を活用し、負担軽減を図る工夫が求められます。

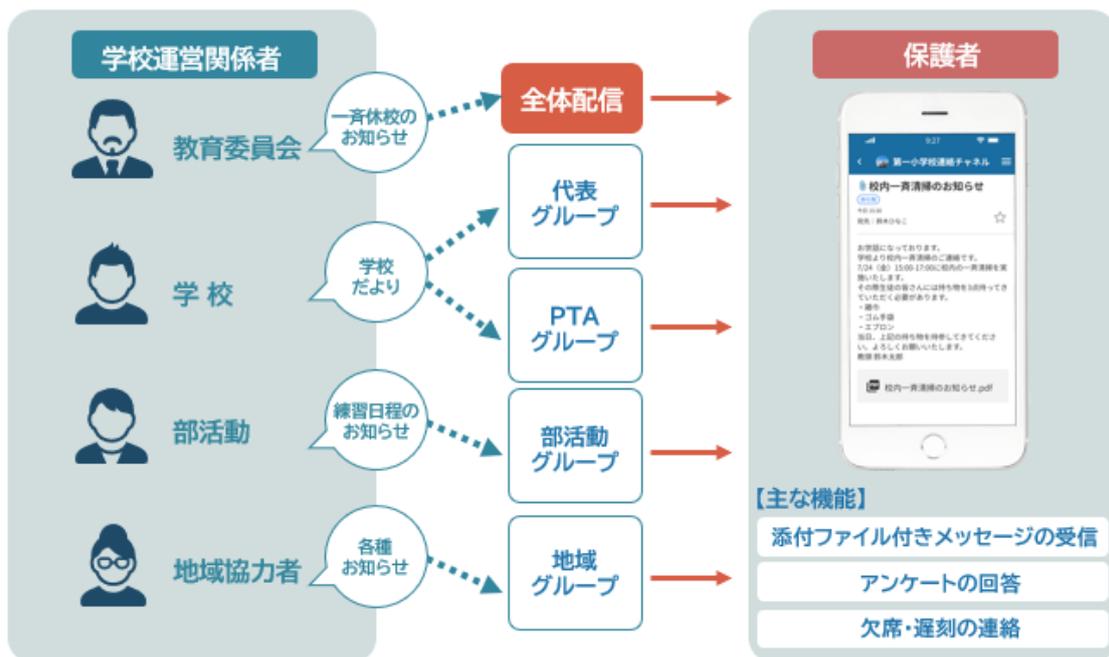
### <現場の声>

保護者に配付するプリントが多い。(中学校教員)

### <取組内容>

保護者への通知・通信等の配布及び調査については、ICTの活用を推進していきます。具体的には、これまで児童生徒を通じて保護者へ配布していた学級通信・学年通信を保護者のスマートフォン等に配信できるアプリケーションを全校に導入します。欠席遅刻の連絡、プールカード、アンケートへの回答、懇談会日程の申込などを保護者側からもアプリケーション上で連絡できるようにします。

### <導入するアプリケーションのイメージ図>



<アプリケーション上に移行していく業務例>

(1) 配信機能

- ・学校だよりの配信
- ・給食だよりの配信
- ・保健室だよりの配信
- ・人権だよりの配信
- ・学級だよりの配信
- ・学級閉鎖、災害等緊急連絡の配信
- ・欠席遅刻連絡と欠席者への連絡

(3) アンケート機能

- ・音読カード
- ・意思確認などの簡易な調査
- ・学校実施のアンケート

(4) 日程調整の機能

- ・懇談会の日程調整
- ・家庭訪問の日程調整

(2) 健康連絡帳

- ・プール（体育参加）カード
- ・体温などの健康連絡



(5) タイムライン（ブログ）機能

- ・学校だより（毎日発行）
- ・学校での活動の様子
- ・学校からの諸連絡
- ・毎日の給食写真

<現場からのアイデア>

保護者への連絡事項等をタブレットICTを活用して行うことで、印刷作業や配布等の事務作業軽減ができる。（小学校教員）

[成果指標]

~~学校として出している保護者への連絡や調査を電子データで行っている学校数~~  
 学校・保護者間の連絡システムの導入数

R 5 年度（2023 年度）	⇒	R 7 年度（2025 年度）
—		144校



## (6) 既存システムの改善

新規

教育改革推進課・教育政策課・指導課・教職員課・健康教育課・教育センター

### <現状と課題>

これまでの取組の中で、平成30年度（2018年度）から校務支援システムを本格始動、令和2年度（2020年度）には給食費の公会計化と学校徴収金のシステム管理等を開始し、教職員の業務効率化を図っていますが、更なる業務効率化を図る工夫が求められます。

### <現場の声>

文書管理の手順が学校によって異なる。（中学校教頭）

システム導入時や更新時は、一つの作業にも多くの時間がかかる。現場の教職員の意見を聞き、作業状況等を把握してほしい。

### <取組内容>

情報システム分科会を設置し、情報システム関連業務における課題点や改善策について意見交換等を行います。

#### 【主な既存システム】

- ・校務支援システム
- ・学校徴収金管理システム（給食費含む）
- ・教職員情報システム
- ・出退勤打刻システム
- ・図書管理システム

### <現場からのアイデア>

学校徴収金・給食費の口座登録を紙媒体でなく、WEB上で行えるようになると、保護者にとっても教職員にとっても負担軽減ができる。（学校事務）

### [成果指標]

既存システムについて検討する協議の場の設置



### 取組項目 3

## 多様な人材や民間活力等の活用による学校支援

### (1) 再任用教員等の活用

継続

教職員課

#### <現状と課題>

学校現場は、不登校や別室登校の児童生徒、多様な価値観の保護者対応の増加、授業時数の増加や外国語活動の教科化など時代の変化によって新たな課題への対応が求められています。

~~教頭・教諭等の校務負担軽減のため、令和元年度(2019年度)からモデル校6校(小学校3校、中学校3校)に再任用短時間教員を配置してきたところですが、担い手の確保が課題になっています。~~

また、近年の教員不足による諸問題に対応するためにも再任用教員等の活用や教育委員会事務局の支援は欠かせない状況です。

#### <取組内容>

まずは、教職員の適正な配置を進めます。再任用短時間教員の活用については、その豊かな経験を活かすため、現役世代同様、フルタイムでの配置を基本としていますが、多様な働き方のニーズにも応えるため、専科教員、学校運営サポーター、不登校対策サポーター、フレンドリーオンライン学習支援員等による短時間での配置も進めていきます。

今後は、定年延長に伴い再任用教員は減って行く見込みですが、教員不足を補うためにも、様々な形態で再任用教員の活用を図ってまいります。

また、国が新たに制度化した副校長・教頭業務マネジメント支援員の配置や教育委員会事務局の支援体制の構築等についても検討していきます。

~~現モデル校配置を継続しながら、課題となっている小学校高学年の学級担任の負担軽減のために、専科教員の配置を進めていきます。~~

~~小学校においては、高学年の専科担当として再任用短時間教員(週31時間)~~

#### [成果指標]

再任用短時間教員の数

R 2 (2020)年度 【基準値】	⇒	R 5 (2023)年度 【実績値】	⇒	R 7 (2025)年度 【目標値】
6172人		274人		274人

## (2) SSWの拡充

継続

総合支援課・教育政策課

### <取組内容>

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題の積極的な予防及び解消のために、スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、関係機関と連絡・調整を進め、こどもに関わる課題や環境の改善を行います。新型コロナウイルスの影響による家庭環境の変化がこどもに与える影響等も考え、今後もSSWの拡充を図っていきます。

また、令和2年度（2020年度）に新設した学校問題対応チームや令和5年度（2022年度）に新設されたこども局との連携等を、更に進めていきます。

### [成果指標]

~~校内の不登校対策委員会にSSWが参加した学校数~~ SSWの配置人数

R 2 (2020)年度 【基準値】	⇒	R 5 (2023)年度 【実績値】	⇒	R 7 (2025)年度 【目標値】
—		16人		21人

## (3) 地域人材の活用に向けた取組

継続

地域教育推進課・指導課

### <現状と課題>

地域人材を活用することで、学校教育の活性化とともに、教職員の負担軽減にもつなげることができます。しかし、学校のニーズに合う人材の確保や~~をどのように探せばよいか、~~打ち合わせの時間の調整を~~どのように確保すればよいか~~などの課題があり、地域人材をうまく活用できていないのが現状です。また、教員と共に、あるいは教員の代わりに学習を進めていけるような人材の~~を育成していく~~ことも必要です。

### <取組内容>

地域学校協働活動の検討やモデル事業の検証を行い、有効な地域各教科や総合的な学習の時間等にゲストティーチャーとして活動できる人材の活用の推進を図っていきます。

- ・関係部署などと連携し、地域学校協働活動を推進する人材探しやスクールサポーターズの研修等により「~~(仮称) スクールサポートボランティア~~」養成講座を開催し、学校の教育活動をサポートすることができる地域人材を育成します。
- ・「Kumamoto Education Week」において、多様な地域人材や学校での活用法（スクールサポートプログラムなど）の紹介をしていきます。
- ・学校支援ボランティア制度を活用し、~~教育課程外~~の教員の負担削減につながる取組を進めます。また、地域の人材の発掘も進めていきます。
- ~~学校支援ボランティア制度を活用してきたモデル校にコーディネーターを配置し、効果的・効率的な支援体制の整備を進めていきます。~~

### [成果指標]

~~(仮称) スクールサポートボランティアを活用した小学校数 (年間)~~

学校支援ボランティアやモデル事業を進める地域学校協働活動等に携わった地域人材の人数 (のべ人数)

R 2 (2020)年度 【基準値】	⇒	R 5 (2023)年度 【実績値】	⇒	R 7 (2025)年度 【目標値】
20,324 人		調査中		37,920 人

### 参考

学校支援ボランティア活動延べ人数	
平成30年度	41,496人 (10,760人)
令和 元年度	37,920人 ( 8,714人)
令和 2年度	20,333人 ( 1,464人)
令和 3年度	21,030人 ( 985人)
令和 4年度	20,332人 ( 2,879人)
※ ( )内は総合的な学習の時間における活動延べ人数	

くまもと教育要覧2023より

## 取組項目 4

# 働きやすい職場環境づくりに向けた 各学校での意識改革や創意工夫

## (1) 教頭業務の整理と改善

継続

教育改革推進課

### <取組内容>

教職員全体の業務について明確化する中で、必ずしも教諭等が行う必要のないもの、基本的には学校以外が担うべき業務などを学校から切り離していきます。その上で特に教頭業務については、他の教職員でどのように分担できるか可能性を探りながら、教頭の実質的負担や負担感を減らす工夫をしていきます。

中でも、特に負担の大きい「文書收受及び調査回答」については、教育委員会事務局と学校とで連携をしながら改善を進めていきます。

- ・教頭業務分科会を設置し、現在主に教頭が担っている業務における課題点や改善策について意見交換等を行います。
- ・教諭等の標準的な職務について示し、必ずしも教諭等が行う必要のないもの、基本的には学校以外が担うべき業務については学校以外に担ってもらうよう図っていきます。
- ・教頭業務について整理し、分担の可能性を図っていきます。

### 【教頭業務内容の整理例】

分類	項目	具体的内容
学校教育に関すること	校長の補佐	1 校内組織づくり
		2 教育方針の共有化（校長と教職員間の調整）
		3 諸計画の内容確認・修正依頼
		4 教育諸活動の進捗状況の確認・調整
		5 PDCAに向けた教育活動の評価及び公表
	学校経営	6 学校日誌作成
		7 朝会・夕会・職員会議等、各種打ち合わせや会議の調整準備
		8 休暇や出張等で不在の教員の代替
		9 プールの監視（プラスワン）
職員に関すること	サービス管理	10 勤務状況の確認（出張、出勤、休暇等）
		11 教職員情報システムでのサービス管理
		12 会計年度任用職員等の勤務状況管理及び報告書作成（出勤簿）
		13 休職教職員対応
		14 労働時間管理
		15 業務の配分調整、進捗管理
		16
人材育成	16	ICTの習得調整

40 不登校対応、支援業務			
人材育成	16	OJTの環境調整	
		17	校内研修等の企画・実施への指導助言
		18	職員に対する日常的な助言指導
		19	研究担当、生徒指導担当等、ミドルリーダーとの日常的な連絡調整
		20	人事評価補佐
	職場環境の整備	21	働きやすい環境づくり
		22	職場の人間関係づくり（トラブルの早期発見解決、協働し合う環境づくり）
		23	職員のメンタルヘルスマネジメント
		24	職員からの相談対応
	配付文書等の確認	25	保護者向けの通知文書、通信等の内容確認
		26	通知表、指導要録、進路関係書類等の内容確認
		27	成績関係の最終確認（読み合わせ作業）
児童生徒に関すること	28	不登校、いじめなどへの対応、家庭訪問	
	29	別室登校の児童生徒への指導、教育相談	
	30	支援を要する児童生徒への個別対応	
	31	保護者からの教育相談対応	
安全管理に関すること	緊急対応	32	災害時の対応、マニュアル作成
		33	事件、事故、備品破損時等の状況確認、報告書作成
	施設管理	34	出退勤時の校舎確認、施錠・開錠
		35	施設管理の現状把握（危険個所の把握）
		36	校長と予算執行の相談
渉外に関すること	保護者・PTAとの連携	37	PTAとの連絡調整
		38	PTA運営協議会出席
	地域・関係諸団体と連携	39	保護者及び地域住民からのクレームへの対応
		40	学校行事への協力や出席依頼及び対応
		41	自治協議会及び地域行事への参加
		42	周年行事の計画・準備
		43	警察、消防、区役所（保健）、児童相談所、家庭裁判所など、関係諸機関との相談窓口対応
		44	SC・SSWとの情報交換、対応確認等
その他学校の運営に関すること	学校財務・会計管理	45	学年会計等の管理監督
		46	文書の收受、保管・管理
	文書管理	47	各担当者への振り分け、報告文書作成指導助言
		48	各種調整・アンケート等への回答の作成、職員への周知
その他雑務		49	動植物の世話
		50	工事、検査等の業者対応
		51	環境づくりに向けた物品購入
		52	電話対応

全職員で分担してできる業務	8	休暇や出張等で不在の教員の代替
	9	プールの監視（プラスワン）
	13	休職教職員対応
	28	不登校、いじめなどへの対応、家庭訪問
	29	別室登校の児童生徒への指導、教育相談
	30	支援を要する児童生徒への個別対応
	34	出退勤時の校舎確認、施錠・開錠
	35	施設管理の現状把握（危険個所の把握）
	46	文書の収受、保管・管理
	49	動植物の世話
	50	工事、検査等の業者対応
	51	環境づくりに向けた物品購入
	52	電話対応
	教頭の業務の中で負担軽減が可能な業務	5
6		学校日誌作成
12		会計年度任用職員等の勤務状況管理及び報告書作成（出勤簿）
46		文書の収受、保管・管理
47		各担当者への振り分け、報告文書作成指導助言
48		各種調整・アンケート等への回答の作成、職員への周知

## (2) 学校事務の整理と改善

継続

教育改革推進課・教職員課・教育センター

### <取組内容>

学校事務職員の業務の集約化及び効率化を行います。それにより、業務量を減らすとともに事務職員が学校経営へ参画する仕組みを作ります。

- ・必要に応じて、アウトソーシングや共同学校事務室の設置、学校事務支援室の機能強化について検討します。
- ・事務機能分科会を設置し、学校事務の現状や課題について意見交換等を行います。
- ・学校事務職員の資質向上に関する指標を定めるとともに、業務の整理や研修のあり方を検討していきます。
- ・事務職員は、学校組織における総務・財務等に通ずる専門職であることから、それを活かしてより主体的・積極的に校務運営に参画できる仕組みを作っていきます。

## (5) 教職員の出退勤打刻の徹底

継続

教職員課

<取組内容>

教職員情報システム（出退勤管理システム）により、正確な教職員の在校等時間（勤務時間・休憩時間）の把握を行うため、全職員が確実に打刻するよう働きかけを行っていきます。

- ・教員の意識改革につながるよう、打刻することの意味や大切さについて効果的な方法での周知を行っていきます。
- ・~~e-netとc-netを統合し、~~教職員が各自のPC・タブレット等で出退勤打刻ができるように~~します。~~なりました。
- ・確実に全職員打刻するような工夫をしている好事例を示していきます。

[例]

- ・~~職員室のレイアウトを工夫し、c-netパソコンを教職員が必ず通るところに設置する。~~
- ・打刻したことを自分で意識し、他の教職員からも声をかけてもらえるよう、表「出勤打刻済」裏「退勤打刻済」というカードを各自のパソコンにつける。

## (6) 最終退校時刻及び定時退勤日の遵守

継続

教職員課

[成果指標]

各学校で定めた教職員の最終退勤時刻及び定時退勤日が遵守される仕組みづくりをしている学校数

R 2 (2020)年度 【基準値】	⇒	R 5 (2023)年度 【実績値】	⇒	R 7 (2025)年度 【目標値】
—		145校		+35   45校

## (7) 勤務時間の繰り上げ繰り下げ制度の積極的活用

継続

教職員課

[成果指標]

勤務時間の繰り上げ繰り下げ制度を活用した学校数

R 2 (2020)年度 【基準値】	⇒	R 5 (2023)年度 【実績値】	⇒	R 7 (2025)年度 【目標値】
31校		調査中		+35   45校

## 第5編 教職員の働き方改革の着実な推進に向けて

教職員の働き方改革を着実に推進するために、**全教職員に対してプログラム**を周知し、**取組内容や目標の達成状況等についての共通理解を図ります**。また、~~随時、目標の達成状況を確認しながら、~~教育委員会事務局内に設置している「**学校改革！教職員の時間創造プロジェクト会議**」のメンバーから意見を聞き、**各取組項目ごとに作成する進捗管理シートを活用して**効果検証を行い、次年度の改善に生かしていきます。今後、新たに検討を進める各取組の制度設計等についても、プロジェクト会議のメンバーや有識者等からの意見聴取の機会を十分に得ながら検討を進めます。**更に、プロジェクト会議下に職種や校種、課題ごとの分科会を設置し、少人数での協議を行うことで、より具体的な改善策等を検討していきます。**

**また加えて**、学校における働き方改革の加速には、国の制度の在り方が大きく影響するため、今後も国の動向を注視しながら、学校における働き方改革を推進します。

教職員の働き方改革を進めていくためには、教育委員会・学校のみならず、地域や保護者等のご理解やご協力が必要です。その力も借りながら、新しい時代に対応した学校づくり、そして教職員のより良い働き方の構築を目指していきます。

### 第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム ～教職員がゆとりを持って子どもたちと 向き合える環境をつくっていくために～ 令和3年（2021年）3月 策定 令和6年（2024年）3月 改定

編集 熊本市教育委員会事務局  
教育総務部 教育改革推進課

〒860-8601  
熊本市中央区手取本町1番1号  
電話：096-328-2708  
FAX：096-359-6951  
E-mail：gakkokaikaku@city.kumamoto.lg.jp  
URL：http://www.city.kumamoto.jp/